

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○水域利用調整区域の指定.....	(危機対策課)	22
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(農業施設管理課)	24
○道営土地改良事業の工事の完了.....	(農業施設管理課)	24
○知事権限に係る保安林の指定.....	(治山課)	24
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	24
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....	(治山課)	25
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	26
○森林法による通知に代える公示.....	(治山課)	26
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(砂防災害課)	26

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	27
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	28

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）.....	29
--------------------------	----

道選挙管理委員会告示

○衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表.....	31
---	----

告 示

北海道告示第404号

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号）第18条の規定により、次の水域を水域利用調整区域に指定した。

平成25年6月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 石狩浜海水浴場

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等

の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号。以下「規則」という。）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 石狩市道2丁目線の北西方向延長線（以下「基線1」という。）と海岸線が交差する地点から石狩河口方向へ海岸線に沿い800mの地点

(B点) A点から基線1に平行する直線上の沖合80mの地点

(C点) 基線1と海岸線が交差する地点から東埠頭方向へ海岸線に沿い100mの地点

(D点) C点から基線1に平行する直線上の沖合80mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成25年6月29日から8月18日まで

2 おたるドリームビーチ海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市道大浜海水浴場通線の北西方向延長線（以下「基線2」という。）と海岸線が交差する地点から新川河口方向へ海岸線に沿い150mの地点

(B点) A点から基線2に平行する直線上の沖合方向110mの地点

(C点) 基線2と海岸線が交差する地点から星置川河口方向へ海岸線に沿い950mの地点

(D点) C点から基線2に平行する直線上の沖合方向110mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成25年6月22日から9月1日まで

3 サンセットビーチ銭函海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目56番地東端境界線の北西方向延長線（以下「基線3-1」という。）と海岸線が交差する地点から小樽市街方向へ海岸線に沿い90mの地点

(B点) A点から基線3-1に平行する直線上の沖合方向170mの地点

(C点) 小樽市銭函3丁目51番地8西端境界線の北西方向延長線(以下「基線3-2」という。)と海岸線が交差する地点

(D点) 基線3-2上で、C点から沖合方向170mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成25年7月12日から8月25日まで

4 銭函ヨットハーバー

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目51番地8西端境界線の北西方向延長線(以下「基線4-1」という。)と海岸線が交差する地点

(B点) 基線4-1上で、A点から沖合方向170mの地点

(C点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北北西方向延長線(以下「基線4-2」という。)と海岸線が交差する地点

(D点) 基線4-2上で、C点から沖合方向170mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成25年6月22日から9月1日まで

5 銭函海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北北西方向延長線(以下「基線5」という。)と海岸線が交差する地点

(B点) 基線5上で、A点から沖合方向170mの地点

(C点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い480mの地点

(D点) C点から基線5に平行する直線上の沖合い170mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成25年7月6日から9月1日まで

6 蘭島海水浴場、水産動植物増殖施設水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L及びM点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市蘭島1丁目338番地4と小樽市蘭島1丁目339番地1の境界線(以下「基線6-1」という。)と海岸線が交差する地点

(B点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い500mの地点

(C点) 小樽市蘭島1丁目102番地4と小樽市蘭島1丁目102番地7の境界線(以下「基線6-2」という。)と海岸線が交差する地点

(D点) 基線6-2上で、C点から沖合方向350mの地点

(E点) 小樽市蘭島1丁目97番地と国有地の境界線(以下「基線6-3」という。)と海岸線が交差する地点

(F点) 基線6-3上で、E点から沖合方向150mの地点

(G点) 基線6-2上で、C点から沖合方向150mの地点

(H点) B点から基線6-1に平行する直線上の沖合方向100mの地点

(I点) 小樽市蘭島1丁目332番地2と小樽市蘭島1丁目333番地5の境界線(以下「基線6-4」という。)と海岸線が交差する地点

(J点) 基線6-4上で、I点から沖合方向350mの地点

(K点) 基線6-1上で、A点から沖合方向400mの地点

(L点) A点から余市方向へ海岸線に沿い180mの地点

(M点) L点から余市方向へ海岸線に沿い200mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成25年7月12日から8月25日まで

7 浜中・モイレ海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C、D、E及びF点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 余市町道旧役場線東方向延長線(以下「基線7」という。)と海岸線が交差する地点から余市川河口方向へ海岸線に沿い20mの地点

(B点) A点から基線7に平行する直線上の沖合い100mの地点

北海道告示第409号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年6月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 様似町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 根室市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 根室市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 根室市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 根室市（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 6(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 根室市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係振興局産業振

興部林務課並びに根室市役所及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第410号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成25年6月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 深川市・磯谷郡蘭越町・虻田郡留寿都村（以上1市1町1村について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 留寿都村（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 寿都郡黒松内町・虻田郡真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町（以上3町2村について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 黒松内町・真狩村・留寿都村・京極町（以上2町2村について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部

林務局治山課並びに深川市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第411号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を岩内町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第345号のとおりである。

平成25年6月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

岩内郡岩内町字敷島内602所在の森林について抵当権を有する

株式会社北海道料飲コンサルタンツ

岩内郡岩内町字敷島内602所在の森林について債務を有する 平森 美由紀

北海道告示第412号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年6月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路春採3丁目1（I-9-51-2772）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市春採3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路春採3丁目3（I-9-52-2773）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市春採3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

	総合振興局告示及び振興局告示
次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路春採3丁目6（Ⅰ－9－53－2774） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市春採3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路春採3丁目2（Ⅱ－9－15－2109） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市春採3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路春採3丁目4（Ⅱ－9－16－2110） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市春採3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路春採3丁目5（Ⅲ－9－13－0766） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市春採3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）	北海道後志総合振興局告示第43号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年6月14日 北海道後志総合振興局長 宮 川 秀 明 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの基本料金の単価及び1枚当たりの単価）及び数量 複写機の賃貸借 1台 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成25年8月1日から平成30年7月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成25年6月14日（金）から同月28日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道後志総合振興局地域政策部総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道後志総合振興局地域政策部総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎車庫棟
6号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8588 虻田郡
倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局地域政策部総
務課）
- (2) 入札日時 平成25年7月10日（水）午後2時（送付による場合は、同月
9日（火）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成25年3月22日付け北海道後志総合振興局告示第32号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る
返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量140グラムに見合
う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、
契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道後志総合振興局のホームページ（[http://www.
shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm](http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm)）からダウンロードす
ることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定は次によることとし、契約書の作成は要する。
有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北
海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限
の範囲内であって、かつ、1月当たりの入札金額（単価）及び1枚当たりの入札金額（単
価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を
講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448条の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、
次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道後志総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話番号 0136-23-1323
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of a copyingmachine
1 set
- B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., July 10, 2013
(If mailed, bids must arrive no later than July 9, 2013)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Shiribeshi General
Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 1-jo, Higashi 2-chome, Kutchan-
cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8588 Japan
Phone : 0136-23-1323

北海道十勝総合振興局告示第63号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年6月14日

北海道十勝総合振興局長 橋 本 博 行

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) 除雪トラック（10t級） 3台
（除雪トラック（7t級）1台、除雪ドーザー（13t級）1台及び除雪ドーザー（19
t級）1台と交換）
- (2) ロータリー除雪車（2.6m/3,400t級） 1台
（ロータリー除雪車（400PS）1台と交換）
- 2 落札を決定した日
平成25年5月31日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1)ア 氏 名 東北海道いすゞ自動車株式会社
イ 住 所 帯広市西20条北1丁目3番2号

(2)ア 氏 名 ナラサキ産業株式会社 イ 住 所 札幌市中央区北1条西7丁目1番地 4 落札金額 (1) 101,535,000円 (2) 41,790,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成25年4月19日付け北海道十勝総合振興局告示第50号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地	(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成25年6月14日（金）から同年7月12日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁胆振教育局告示第26号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年6月14日 北海道教育庁胆振教育局長 篠 原 正 行 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 ア 入札番号1 パーソナルコンピュータ等の賃貸借 175台 一式 イ 入札番号2 パーソナルコンピュータ等の賃貸借 168台 一式 ア及びイについてはそれぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成25年9月2日から平成31年8月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階会議室C（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室） (2) 入 札 日 時 平成25年7月24日（水）午前10時（送付による場合は、同月23日（火）午後5時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約を

担当する組織に電子メール（アドレス：ibkyo.shien@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
電話番号 0143-24-5550

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of personal computer 175 sets
- b Lease of personal computer 168 sets

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 24, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 23, 2013)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-5550

北海道教育庁渡島教育局告示第37号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年6月14日

北海道教育庁渡島教育局長 成田祥介

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借 182台 一式

（普通科・職業科用168台、知的障害特別支援学校用14台）

(2) 調達する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間 平成25年9月2日から平成31年8月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年6月14日（金）から同年7月8日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原

4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室)	(2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 電話番号 0138-47-9029
(2) 入 札 日 時 平成25年7月24日(水)午前10時(送付による場合は、同月23日(火)午後5時までに必着)	12 Summary
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。	A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 182 sets
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。	B Bid tendering date and time : 10:00 A.M., July 24, 2013 (If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., July 23, 2013)
6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。	C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan Phone : 0138-47-9029
7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成25年5月24日付け北海道教育庁渡島教育局告示第35号	
8 入札説明書の交付に関する事項	
(1) 交 付 場 所 4に同じ。	
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量200グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール(アドレス: oshikyo.shien@pref.hokkaido.lg.jp)で標題に「道立学校情報処理教育機器賃貸借契約について」とし、申し込むこと。	
9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。	
10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。	
11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
(1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室	

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
北海道選挙管理委員会告示第31号		
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定に基づき、平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に関し、候補者の出納責任者から提出のあった同法第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。 その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。 平成25年6月14日 北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 一 史		
正 誤		
○平成25年5月21日(第2481号)		
北海道収用委員会告示第12号(裁決手続開始の決定)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。		
ページ	欄	行
38	右	17
誤	第2号	
正	第3号	